

仕事・くらし・営業を 応援します

行政区日本共産党生活相談所

- 北区生活相談所
〒603-8214 京都市北区紫野雲林院町78
☎451-7444 FAX441-4968
- 上京区生活相談所
〒602-8164 京都市上京区千本出水下ル東側
☎813-2117 FAX813-2118
- 左京区生活相談所
〒606-8226 京都市左京区田中飛鳥井町64
☎781-6622 FAX712-6864
- 中京区生活相談所
〒604-8824 京都市中京区壬生高樋町8
☎811-7065 FAX801-8007
- 東山区生活相談所
〒605-0952 京都市東山区今熊野宝蔵町9
☎551-2244 FAX551-9216
- 山科区生活相談所
〒607-8344 京都市山科区西野大手先町8-8
☎595-8342 FAX595-8698
- 下京区生活相談所
〒600-8223京都市下京区七条通西洞院西入北側
☎343-4634 FAX341-0880
- 南区生活相談所
〒601-8453 京都市南区唐橋羅城門町40
☎681-5444 FAX681-5444
- 右京区生活相談所
〒615-0004 京都市右京区西院下花田町27
☎315-1484 FAX315-1486
- 西京区生活相談所
〒615-8121 京都市西京区川島野田町53-2
☎392-3546 FAX392-3546
- 伏見区生活相談所
〒612-8081 京都市伏見区新町10丁目
☎621-6717 FAX602-9117

仕事・くらし・営業の相談

生活と健康を守る会 ☎311-9385
 年金者組合京都府本部 ☎761-3213
 京都府商工団体連合会 ☎314-7101
 全京都建築労働組合 ☎662-5321
 京都民主医療機関連合会 ☎314-5011
 京都ヒューマンユニオンセンター ☎813-2028
 (福祉・医療・公務関連の合同相談センター)

お気軽に電話をおかけ下さい



各行政区＜連絡先＞

区役所・支所	代表番号	FAX
北 区 役 所	432-1181	432-0388
上 京 区 役 所	441-0111	432-0566
左 京 区 役 所	771-4211	771-6900
中 京 区 役 所	812-0061	812-0408
東 山 区 役 所	561-1191	541-9104
山 科 区 役 所	592-3050	502-1639
下 京 区 役 所	371-7101	351-4439
南 区 役 所	681-3111	681-5513
右 京 区 役 所	861-1101	872-5048
同 京北出張所	0771-52-0300	0771-52-1800
西 京 区 役 所	381-7121	381-6135
同 洛西支所	332-8111	332-8188
伏 見 区 役 所	611-1101	611-4716
同 深草支所	642-3101	643-7719
同 醍醐支所	571-0003	573-1505

発行 日本共産党京都市会議員団
☎222-3728

京都市の減免制度等 活用の手引き

京都市には、市民の運動で勝ちとってきた各種減免等の制度があります。
 活用には申請が必要です。対象となっている方は申請しましょう。
 詳しくは各問合せ先に相談してください。

制度	制度概要	対象 *所得=収入-控除額(必要経費)	問合せ先										
国民健康保険 (保険料・一部負担金) 	減免 保険料の均等割と平等割(介護分保険料含む)の2割減額	H16年中の所得が次の金額以下の方 $33万円 + (35万円 \times \text{被保険者数})$ 例: 2人の場合 $33万円 + (35万円 \times 2) = 103万円$	区役所・支所 福祉部 保険年金課										
	減免 保険料条例減免	H17年中の見込み所得が一定基準以下の世帯、退職・倒産等で大幅に減少する世帯、災害にあわれた世帯等											
	減免 一部負担金(医療費)免除・減額	災害その他特別の理由により所得が激減し、実収月額が生活保護基準の120%以下→免除 生活保護基準の130%以下→減額 (慢性病を除く)											
介護保険料 	減額 第2段階が第1段階の保険料に(2,900円→1,933円/月)	第2段階(世帯全員が、住民税非課税)の方でH16年中の収入が次の金額以下の方 1人世帯120万円 2人世帯168万円 3人世帯216万円 さらに1人増えるごとに48万円加算 その他、世帯の預貯金額の限度等の条件があります	区役所・支所 福祉部 福祉介護課										
高校生奨学金 	給付 月12,000円	市民税非課税世帯で高校生がいる方 ただし生活保護世帯は除く	区役所・支所 福祉部 福祉介護課										
市立高校授業料 	免除 授業料免除	生活困窮等、授業料の納付が困難な世帯 例: 4人世帯で基準額(3,650,000円)以下の所得の場合 (特殊な事情がある場合は、加算できる)	学校担任										
就学援助 	給付 学用品、通学用品、校外活動費、体育実技用具、修学旅行費、給食費等	小・中学生がいる方で次にあてはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている方(停止や廃止になった方含む) ●児童扶養手当の支給を受けている方 ●経済的理由により、就学困難な状態にある方 (所得合計金額の目安は以下の通り) 2人世帯1,954,200円 3人世帯2,545,200円 4人世帯3,032,700円 妊娠婦、高齢者、母(父)子世帯、障害者手帳1~3級 長期療養者、18歳未満の子が3人以上いる世帯などは加算されます 例: 4人世帯(児童生徒含む)、母親妊婦の場合 $3,032,700円 + 230,000円(妊婦加算) = 3,262,700円$ 以下の方は就学援助を受け取ることができます	学校担任										
保育料 	減免 収入減等に伴う保育料 減額・免除	C階層(市民税のみ課税世帯)、D階層(所得税課税世帯)の世帯の方 <ul style="list-style-type: none"> ●傷病・災害による費用の支出があった場合、かかった実費が収入認定額の3割を超える方 ●収入認定額の3割を超えて収入が減少した方 等 	区役所・支所 福祉部 支援課 又は 支援保護課										
市営住宅家賃 	減免 低収入減額	以下の収入の世帯について、減額率を家賃の額に乗ずる <table border="1"> <tr> <th>収入月額</th> <th>減額率</th> </tr> <tr> <td>27,000円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>27,000円を超え38,500円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>38,500円を超え50,000円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超え61,600円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </table>	収入月額	減額率	27,000円以下	10分の8	27,000円を超え38,500円以下	10分の6	38,500円を超え50,000円以下	10分の4	50,000円を超え61,600円以下	10分の2	市住宅サービス 公社家賃相談係
収入月額	減額率												
27,000円以下	10分の8												
27,000円を超え38,500円以下	10分の6												
38,500円を超え50,000円以下	10分の4												
50,000円を超え61,600円以下	10分の2												